生活保護法·中国残留邦人等支援法指定 助產機関·施術機関届出事項一覧

指定助産機関又は指定施術機関において次の事項に変更が生じた場合は、10日以内に届出が必要です。

	届出を要する事項	指定申請書	誓約書	免許証写し	契約書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	処分届
・助産師又は施術者が新たに指定を受ける場合											
※1 下記協定団体の会員でない施術者については、契約書											
2部の提出が必要です。											
【協定団体】					\•/						
・公益社団法人佐賀県柔道整復師会(柔道整復師)		0	0	0	*						
・一般社団法人 佐賀県鍼灸マッサージ師会 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)					1						
	・全国柔整鍼灸協同組合(はり師、きゅう師)										
・廃止届提出後、再度指定を受ける場合											
2)既に指定助産機関又は指定施術機関である場合	・助産師又は施術者の氏名及び住所の変更										
	【助産所又は施術所を開設している場合】										
	・助産所又は施術所の名称変更										
	・助産所又は施術所の所在地の変更						0				
	【助産所又は施術所を開設していない場合】										
	・勤務する助産所又は施術所の変更★										
	・勤務する助産所又は施術所の追加★										
	・助産師又は施術者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受										
	けた場合										
	・助産師又は施術者が当該業務を廃止した場合										
	(退職後、次の勤務地が決まっていない場合★)										
	・助産所又は施術所を閉所するとき(開設者のみ提出)										
	・他県の指定を受けるとき										
	・助産師又は施術者が自己の意志により当該業務を休止)			
	したとき							0			
	・当該業務を休止した助産師又は施術者が当該業務を再										
	開したとき								O		
	・指定助産機関又は指定施術機関の指定を辞退しようと										
	するとき ※辞退届を届け出た日から30日以上の予									\circ	
	告期間が必要です。										
	・他法による処分を受けた場合										0

※★印は生活保護法施行規則で定める変更事項ではありませんが、事務処理上、把握の必要がありますので届出をお願いします。